

令和3年度
事業報告書

令和4年6月

一般社団法人 全国建設業協会

目次

はじめに	… 1
1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工	… 2
2. 働き方改革の推進等による職場環境の整備	… 3
3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組	… 8
4. 建設業における社会的責任への取組	… 11
5. 戦略的広報の展開	… 12
6. その他事業・行事の開催	… 13
7. 主な要望事項等	… 16

はじめに

令和3年度は、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言等の発出と解除を繰り返し、未だ終息を見通せず、経済社会全体に様々な影響を及ぼした。また、本年2月のロシアのウクライナ侵攻が拍車をかけた資材価格等の高騰・品薄など、内外経済の先行きは不透明である。

令和3年度の公共事業関係費は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の令和2年度第3次補正予算と併せて、約8.5兆円の近年にない規模となったが、地域建設業は、公共発注者との意見交換等の成果もあり、着実にこれを施工し、施工余力についての懸念の声を払いのけ、更なる社会資本整備への力を示すことができた。

また、令和3年度も静岡県熱海市の土石流災害や福島県沖地震、豪雨・豪雪、鳥インフルエンザ・豚熱等の様々な災害・緊急事態が発生したが、地域建設業はこれらに迅速・的確に対応し、「地域の守り手」としての信頼を確かなものにする事ができた。

これからも、地域の安全・安心を担う地域建設業がその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定したサステナブルな経営環境が求められる。そのためには引き続き、社会資本整備の着実な推進、働き方改革や処遇改善、建設キャリアアップシステム等による職場環境の整備、新・担い手3法の適切な運用確保やi-Construction等の生産性向上による経営基盤の強化などを進めるとともに、SDGsへの取組など新たな社会的要請にも応え、地域建設業が新3K（給与が良い・休暇がとれる・希望がもてる）に「カッコイイ」をプラスした新3K+Kの魅力溢れる業界となるよう前進していかななくてはならない。

以下の報告は、令和3年度、全国建設業協会（以下「全建」という。）が、これらの課題解決に向け、各都道府県建設業協会との連携の下に取り組んできた主な事項である。

1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工

(1) 公共事業の円滑な施工

令和2年末に15兆円規模の「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、令和3年度は、この加速化対策等のための令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算を合わせて、公共事業関係費は約8.5兆円と近年にはない規模の予算が計上された。

全建としては、防災・減災、国土強靱化の推進とコロナ禍で落ち込んだ日本経済の早期回復に向け、また、上記予算の編成過程で一部に出ていた建設業界の施工余力に対する懸念を払拭すべく、この公共事業が円滑に施工されるよう、自治体との意見交換会を各都道府県建設業協会に要請し、令和3年当初から秋までに、全都道府県協会で自治体との意見交換会が実施され、発注や執行上の課題等について意見交換が行われた。

この結果、今年度の公共事業の予算執行率は、12月時点で約81%（国土交通省関連）と、前年度を上回る水準となり、順調に公共事業が施行された。

(2) 公共事業予算の安定的・持続的な確保、国土強靱化の推進

公共工事予算の安定的・持続的な確保と国土強靱化の推進については、まず、第3次補正予算の編成の動きを受け、11月10日には奥村会長から自民党、公明党幹部に対し補正予算における公共事業予算の確保に係る緊急要望を行い、その中で、併せて補正予算による工事における複数年による円滑な施工を要望した。（P22）

さらに、(3)のとおり地域懇談会・ブロック会議等において議論された意見・要望を「国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために」（P16）として取りまとめ、公共事業予算の確保、5か年加速化対策の計画的かつ着実な実施等について、11月17日に奥村会長以下全建役員等が幹事長等自民党幹部及び大臣等国土交通省幹部に要望を行った。

その結果、令和3年度補正予算において約2兆円（うち加速化対策分約1.3兆円）の公共事業費が確保され、また、補正予算で複数年にまたがる事業実施を可能とする「事業加速円滑化国債」が新たに設定されることとなった。令和4年度当初予算では6兆575億円と昨年度並みの公共事業予算が確保され、令和3年度補正予算と合わせて「16ヵ月予算」として約8兆600億円の公共事業関係予算が計上されることとなった。

(3) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

10月に全国9地域で地域懇談会・ブロック会議を開催し、経済対策・地方創生をはじめ、働き方改革や生産性の向上など、建設業界の喫緊の課題について、多くの意見・要望が地域の生の声として挙げられ、国土交通省幹部等との真摯な議論が行われた。

全建では、各地域懇談会・ブロック会議で提案された意見・要望を、(2)のとおり全国47都道府県建設業協会の総意としてとりまとめ、関係方面に実現を働きかけるとともに、12月17日には各地域懇談会・ブロック会議に出席した国土交通省幹部と全建正副会長及びブロック理事・幹事協会会長等による意見交換会を開催し、ブロック会議での懸案事項等今後の課題解決に向けた対応策等について、総括的な意見交換を行った。

その結果、前述のとおり補正予算と令和4年度当初予算とを合わせて「16ヵ月予算」として約8兆600億円の予算が確保されたこと等をはじめ、働き方改革の着実な進展に向けた環境整備をはじめ、技術者・技能者の処遇改善、入札契約手続やICTを活用した業務の効率化など、以下2. 3. に記載の多くの成果が得られた。

[令和3年度地域懇談会・ブロック会議]

10/5 関東甲信越地域懇談会・ブロック会議 (東京・千代田区)	10/20 九州地域懇談会・ブロック会議 (那覇市) 10/25 東北地域懇談会・ブロック会議 (福島市)
10/13 四国地域懇談会・ブロック会議 (高松市)	10/26 北陸地域懇談会 (新潟市)
10/14 中国地域懇談会・ブロック会議 (岡山市)	10/28 東海地域懇談会・ブロック会議 (名古屋市)
10/18 近畿地域懇談会・ブロック会議 (神戸市)	10/29 北海道地域懇談会 (札幌市)

2. 働き方改革の推進等による職場環境の整備

(1) 地域建設業の働き方改革の着実な進展に向けた取組

建設業における令和6年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の適用を2年後に控え、働き方改革の推進に向けた取組を、各都道府県建設業協会及び会員企業とともに継続展開した。

また、先進企業の好事例や地域建設業の魅力ある職場について、全建ジャーナルやWEB等で幅広く情報発信した。

① 「休日 月1+(ツキイチプラス)運動」から「目指せ週休2日+360時間(2+360 ツープラスサンロクマル)運動」への加速化等を通じた労働条件の改善

8月に全会員企業を対象とした「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」を実施し、会員企業における働き方改革の実現に向けた取組の進捗状況を把握し、公表した。

「2+360(ツープラスサンロクマル)運動」の周知を図るため、その象徴となるマスコットキャラクターを作成し、「Smile Work, Smile Life.」のロゴを冠した若者に訴求力のあるポスターを作成するとともに、週休2日制の導入が従業員の健康増進や時間外労働の削減に有効であること、時間外労働等の労働時間の適正な把握・管理、上限規制や割増賃金率引上げ等に関するリーフレットを作成し、周知した。

また、時間外労働の上限規制の適用への対応を促進する観点から、週休2日制の普及を進めるため、週休2日制工事の拡充・普及促進、補正係数の引上げ等を関係機関に要望するとともに、週休2日(4週8休)実現企業の取組事例を収集し、ホームページに掲載し、全建ジャーナルを通じて情報発信した。

さらに、週休2日(4週8休)を実現した企業を「愛称:スマイルライフ企業」として自らPRしていただくためのシンボルマークを作成し、利用を図ることにより、更なる週休2日の普及促進を図った。

なお、「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」の下に設置されている「建設業の一人親方問題に関する検討会」及び「標準見積書改定ワーキンググループ」等の場を通じて、提言・要望や情報収集を行うとともに、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の作成・提出を下請企業に促すよう各都道府県建設業協会及び会員企業に通知した。

② 技能労働者の概ね2%以上の賃上げ等への取組

令和3年3月に開催された国土交通省と建設業4団体との意見交換会で申し合わせ、令和3年度事業計画に明記した「技能者の概ね2%以上の賃上げ」の目標について、目標周知用ポスターを作成する等により各都道府県建設業協会及び会員企業と連携して取組を行った。

また、技術者及び技能者の処遇改善に向け、設計労務単価の更なる引上げ、一般管理費等率の引上げ等を行うことを1月の自民党の公共工物品質確保に関する議員連盟(品確議連)総会の場その他各方面各場面において要望した。

これらの結果、令和4年3月から適用される公共工事設計労務単価については、全国全職種平均2.5%（主要12職種平均約3%）の引上げ（10年連続）となるとともに、予定価格の一般管理費等率、低入札価格調査基準の一般管理費に係る計算式が引き上げられた。

さらに、2月に開催された国土交通省と建設業4団体との意見交換会において、令和4年には、技能労働者の概ね3%の賃金引上げを目指し、全ての関係者が取組を進めることを申し合わせた。

また、令和4年度から実施される「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」に関する情報提供を12月に行った。その後各都道府県建設業協会からの同措置についての懸念の声を受け、急遽各協会に意見照会の上、その結果をまとめて1月26日に国土交通省、国会議員事務所に改善要望を行った。

その結果、2月8日には財務省から運用の見直しが発表され、全建が要望した賃上げ実績確認の柔軟な運用が可能となった。

③ 建設キャリアアップシステムの普及に向けた環境整備

昨年度に引き続き、建設キャリアアップシステム導入に伴う地域建設業における課題や懸案事項、メリット等を明らかにするため、国土交通省直轄Cランク工事におけるCCUS活用推奨モデル工事を中心に、「モデル工事現場」を選定（16協会、36現場）し、実際の現場でこのシステムを活用した中でのメリットや課題等の把握を行った。

各モデル工事現場のアンケート結果や各地域懇談会・ブロック会議において議論した結果等を踏まえ、1.（2）の要望や国土交通省と建設業4団体との意見交換会等の様々な場面で、カードのレベルに応じた設計労務単価の引上げといった技能者の処遇改善につながる道筋を早急に明確化すること等を要望した。

また、都道府県建設業協会の窓口を再編し、認定登録機関（5協会）及び登録支援機関（27協会（事業者のみ9協会、事業者と技能者18協会））を設置するとともに、登録利用促進活動（23協会）について、取組事例を収集し、各協会に周知すること等により活動の拡大を図った。

建設キャリアアップシステムの普及促進には、地域ぐるみでの積極的な取組が必要であることから、CCUSの普及促進に先行的に取り組む協会として30都府県協会を登録し、「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を実施した。また、労働委員会の下に

登録 30 協会の専務理事等をメンバーとする地域 CCUS 推進委員会を設置し、先行事例の水平展開や更なる普及促進策の検討を行った。

元請会社の団体としての問題意識を行政・システム運営者と共有し、対応を要望する場として日建連・全建と国交省・振興基金との懇談会（2+2 懇談会）に参画するとともに、建設技能者の能力評価制度や施工能力の見える化評価制度の普及に向けた検討を行う CCUS 評価制度懇談会に参画し、提言を行った。

12 月末現在の会員企業における CCUS 事業者登録数は 5,896 社（全会員企業に占める登録率 31.4%）となった。

また、令和 3 年度から建設業退職金共済制度に係る電子申請システムが本格運用されたことに伴い、会員企業に対し利用促進の周知を図った。

④ 外国人就労への対応

国内外における特定技能外国人の試験及び求職情報について、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供した。

特定技能外国人等の円滑な就労に向けた業務区分の再編の検討に当たり、地域の実情に合った運用がなされるよう必要な提言を行った。

また、会員企業における特定技能外国人の受入状況を把握し、各都道府県建設業協会へ情報提供した（1 月 24 日現在、受入認定企業 3,178 社のうち会員企業数は 210 社、外国人従事開始者 5,294 人のうち会員企業では 331 人）。

⑤ 女性の定着促進に向けた環境整備

全建主催の「労働問題連絡協議会」等において、女性定着に関する企業の好事例の情報発信をするとともに、都道府県建設業協会、会員企業における女性の定着促進への取組の優れた事例を「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」において表彰した。

また、各都道府県協会の女性部会の取組や活動状況等を水平展開するとともに、全建「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」で令和 6 年までの目標として掲げられた「全都道府県協会での女性部会の設立」に向け、未設立の協会における女性部会の設立等を個別に促した。その結果、令和 3 年度において新たに三重県協会、大阪協会が女性部会を設立するとともに、11 協会において令和 6 年までに女性部会の設立予定又は地域の女性活躍の活動に参画する予定となった（3 月末現在、女性部会設立

済み 18 協会、地域活動に参画 9 協会、女性部会設立予定 9 協会、地域活動に参画予定 2 協会)。

⑥ 高齢者の更なる活躍に向けた環境整備

4月に施行された改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、高齢者の更なる活躍に向け、「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」において、会員企業の高齢者雇用の状況等を把握し、会員企業に情報提供した。

⑦ 建設雇用改善の推進

建設業で働く労働者の雇用状態の改善、能力の開発・向上、福祉の増進に関する施策の基本となるべき方向性をまとめた「第10次建設雇用改善計画」(厚生労働省告示。計画期間令和3～7年の5年間)について、周知を図った。また、建設業の資格取得・就職支援に関する職業訓練に関する情報提供を行った。

(2) 労働災害防止対策の推進

① 墜落・転落災害等の防止と建設職人基本計画の見直しへの対応

第13次労働災害防止計画において建設業の最重要課題とされた墜落・転落災害防止のため、「墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドライン」(厚生労働省通知)に基づく墜落制止用器具の安全な使用の徹底を図るとともに、建設業労働災害防止協会が実施しているフルハーネス型墜落制止用器具の補助金の活用促進を図った。

また、7月から翌年2月にかけて、現場技術者を対象にした労働安全を中心とした研修会を開催(12協会、515人参加)し、同ガイドラインや法令改正の周知徹底及びリスクアセスメントの実施による同種災害の防止や安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図った。

さらに、建設職人基本法に基づく基本計画の見直しに係る会議(日本建設職人社会振興議連職人基本計画見直し検討会、建設職人基本法超党派国会議員フォローアップ推進会議)に参画し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、地域建設業界の意見を反映させるよう申入れを行った。

② 労働安全衛生環境の整備

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長に伴い改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染症防止」等についての周知を図った。

また、建設アスベスト訴訟に係る令和3年5月の最高裁判決を踏まえて改正が予定される労働安全衛生規則の会議に参画するとともに、その情報について各都道府県建設業協会及び会員企業へ情報提供を行った。

3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組

（1）新・担い手3法など法改正への対応

地方公共団体における品確法運用指針の運用状況等を調査・分析するため、品確法運用指針の運用状況等に関するアンケート調査を7月に実施し、地域懇談会・ブロック会議の場を通じて、関係機関に適正利潤の確保や働き方改革に資する提言・要望を行った。

また、都道府県・県庁所在市等における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の運用状況について調査を実施し、7月に調査結果を各協会へ提供するとともに、HPやマスコミ等を通じて広く情報発信を行った。

また、全建ブロック会議や全建要望活動のほか、9月の国土交通大臣との意見交換会、1月の自民党品確議連総会において、設計労務単価の引上げ、現場管理費及び一般管理費等の積算基準の引上げ、ダンピング対策の強化、適正な工期設定及び施工時期の平準化等について要望した。（P25）

これらの結果、公共工事設計労務単価の10年連続の引上げが決定されるとともに、令和4年度国土交通省土木工事の積算基準等が見直され、一般管理費等率が引き上げられたほか、次の改定も併せて実施されることとなった。

- ・小規模土工に対応したICT実施要領の策定
- ・少雪時における除雪工事の積算の試行
- ・大規模災害における復興係数・復興歩掛の継続 等

さらに、ダンピング対策として、令和4年度より国土交通省発注工事に係る低入札価格調査基準の一般管理費等の計算式の引上げが決定されるとともに、中央公契連モデルについても見直しが行われた。

(2) 建設生産システムの高度化に向けた取組

① 建設生産システムに関する諸問題への対応

国土交通省の「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」等に参画し、特に、同懇談会の維持管理部会にて、少雪時の除雪業務における固定的経費の積算方法の改善及び除雪機械の貸与について提言・要望を行った。令和3年度において、直轄除雪工事で少雪時の固定的経費を計上できる積算体系が試行され、今後、試行結果等を踏まえた検討が継続されることされた。

また、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」に関しては各都道府県建設業協会に課題や改善策等について意見照会した後、その結果をまとめて1月26日に国土交通省、国会議員事務所に対して意見書を提出した。

その結果、2月8日に財務省から運用の見直しが発表され、全建が要望した事項の多くが認められる等、賃上げ実績確認の柔軟な運用が可能となった。

② 生産性の向上

国土交通省のi-Construction 関連委員会（i-Construction 推進コンソーシアム、ICT導入協議会、BIM/CIM推進委員会等）に参画し、各都道府県建設業協会及び各専門委員に対して、随時、情報提供を行った。

また、小規模現場へのICT施工の導入及びBIM/CIMの活用に関する各種基準類の改定等に向けた意見照会を実施し、国土交通省に対し提言・要望を行った。その結果、令和4年度国土交通省土木工事の積算基準が改定され、小規模土木に対応したICT実施要領が策定されることになった。

③ 建設技術者の技術力向上

4月から6月にかけて、建設工事における施工の工夫・改善事例の募集を行い、応募126件（土木90、建築25、環境その他11）の中から、10月に開催した建設工事事例選考委員会での選考を経て、優良事例として78事例（土木57、建築15、環境その他6）、特に優れた優秀事例として10事例（土木7、建築2、環境その他1）を選出した。

その後、11月に技術研究発表会を開催し、優秀10事例のプレゼンテーションを行い、最優秀賞等を選出するとともに、10事例の表彰を行った。

また、優良78事例について、1月に当会会員専用HPに掲載した。

(3) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

① 税制・金融等を活用した経営改善のための取組

令和4年度税制改正要望については、事務局案を基に各都道府県建設業協会へ意見照会を行い、税制専門委員会において原案をとりまとめ、その後、経営委員会、理事会の承認を経て、全8項目の要望を取りまとめ、7月に国土交通省へ、11月に自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」に要望を行った。(P20)

要望活動の結果として、印紙税の軽減措置の延長、交際費課税に係る特例措置の延長等6項目の要望が実現した。

② 各種手続や請負契約などのデジタル化への対応

政府による中小企業の活力向上のための施策検討に関して、今後、建設業においても取引の一層の電子化を求められる可能性があることから、国土交通省の依頼により「電子受発注導入に関するアンケート」を実施し、会員企業の動向に関するデータを提供した。

③ 環境関係法令への対応、建設副産物適正処理等への取組

建設副産物の適正処理を促進するため、建設6団体副産物対策協議会の事務局として、各都道府県建設業協会等と連携し、建設廃棄物の適正処理に係る講習会を16都道府県において32回開催した。

また、改正大気汚染防止法関連では、令和4年度から義務化される石綿の飛散防止対策の運用内容や研修会の開催に関する情報提供を行った。そのほか、令和4年度より施行されるプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律については、意見照会結果を踏まえて、国土交通省経由で環境省に要望を行うとともに、所管省庁が実施する説明会について情報提供した。

盛土規制の新たな法制度に関しては、建設工事で出た土石の仮置きを広く規制対象とする予定であるとの情報を得て、3月の盛土規制法案の閣議決定に先立って国土交通省と交渉し、建設工事の円滑な施工に支障がないような規制となるよう政省令において措置することの申し入れを行った。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

5月の自民党国土交通部会において、コロナ禍における3密対策に資する施工時期の平準化、適正工期による発注、DX化の推進と必要経費の計上等を要望した。(P23)

また、新型コロナウイルス感染症の第5波の感染拡大を受け、9月に全建の「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」の改訂を行った。

4. 建設業における社会的責任への取組

(1) 災害対応に係る諸課題への取組

全建より要望していた自然災害等の不可抗力による損害額の受注者負担（請負代金額の1%）の撤廃について、3月の中央建設業審議会総会にて、標準約款の規定を改定し、災害応急対策や災害復旧工事中の不可抗力による損害については、受注者に負担を求めない内容に改められることが了承された。

また、静岡県熱海市で発生した大規模土石流等の災害や防疫対応について、建設業協会・会員企業による応急復旧活動の状況を国土交通省等の関係機関へ情報提供した。

そのほか、国や地方公共団体と各建設業協会が締結している災害・防疫協定について、各建設業協会の協力のもと締結状況等の調査を実施し、6月に調査結果を各協会へ情報提供した。

(2) SDGsへの取組

地域建設業のSDGsの課題解決に資する経営行動とその広報活動を支援するため、経営委員会の下に専門委員会であるSDGs推進委員会を設置した。

会員企業のSDGsへの取組状況を調査するため、8月～9月にWEBによるアンケート調査を実施した上で、SDGs推進委員会において議論を重ね、会員企業の実態を踏まえて地域建設業がSDGsに沿った経営を進めるための手引きとして「地域建設業SDGs経営指針」を取りまとめた。

同経営指針は、経営委員会の審議を経て3月の理事会で機関決定し、全建HP上で公開した。

(3) 建設業のCSRの推進とコンプライアンスの徹底

各都道府県建設業協会及び会員企業に対し、建設業が国民からより信頼される産業となるため、法令遵守、地域社会への貢献、自然環境への配慮のほか、より適正な企業（団体）活

動の推進に向け、ホームページ、全建ジャーナルを活用し、CSR活動の推進に努めるとともに、会員企業のコンプライアンスの更なる徹底を図った。

(4) 建設業の社会貢献活動の推進

建設業社会貢献活動推進月間の期間中である7月13日に、16回目となる中央行事を経団連会館において開催した。今年度はコロナウイルス感染拡大防止の観点から、記念講演と懇親会を中止し、規模を縮小して実施した。

中央行事では、各都道府県建設業協会・支部、地区協会並びに会員企業が取り組んだ優れた社会貢献活動51事例を顕彰するとともに、代表的な事例として、長野県建設業協会青年部会の令和元年台風19号災害のドキュメント番組の制作と広報誌の発行による活動、大分県建設業協会の工事の看板や仮囲いにアート作品を掲示し、使用作品数に応じた金額を会員企業が寄付する社会福祉活動、栃木県の中村土建株式会社が行った女性の採用・定着促進に向けた取組の3事例の発表を行った。

また、表彰された51事例については、「建設業社会貢献活動事例集」として取りまとめ、関係先に配布するなど、建設業界が実施している各種社会貢献活動を広くアピールした。

(5) テレワークの推進

昨年度に新型コロナウイルス感染症対策として導入したリモート会議システムを、今年度も引き続き理事会、各委員会等において実施した。また、タブレット端末機を活用した事務局のテレワークについても実施した。

5. 戦略的広報の展開

(1) 積極的な広報活動の推進

全建の事業活動や各都道府県建設業協会、会員企業が行った様々な活動について、ホームページや全建ジャーナルを活用し、積極的かつタイムリーな情報発信を行った。

広報活動の一環として例年参加している、国土交通省関東地方整備局と関東1都6県等が主催する「利根川水系連合・総合水防演習」及び文部科学省と各府省が連携して開催する「子ども霞が関見学デー」は、コロナ禍に伴う規模縮小により参画できなかったが、11月に現地・オンラインのハイブリットで開催された内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会

議が主催する「防災推進国民大会」については、特設ホームページに災害現場で活躍する会員企業の「地域の守り手」としての活動を広くPRした。

(2) 広報体制の充実・強化

ホームページでは、全建が行った各種調査の集計結果だけではなく、「2+360（ツープラスサンロクマル）運動」に係る広報や、行政機関や関連団体から広報支援の要請のあった各種お知らせ等、幅広く情報の提供を行った。また、会員企業へSDGsアンケートに係るアンケートをホームページ上で行い広く意見を募った。

全建ジャーナルについては、各都道府県建設業協会が行っている広報活動や、社会貢献活動や働き方改革に力を入れている会員企業を紹介するとともに、各都道府県建設業協会が立ち上げている女性部会等の取組も掲載した。さらに、静岡県や長野県等、行政機関の取組についても紹介する等、誌面の充実に努めた。

6. その他事業・行事の開催

(1) 役員会等の開催

役員会等を以下のとおり開催した。

- ① 定時総会(6月8日)
- ② 理事会(4月21日、6月8日、6月30日、9月14日、11月17日、12月17日、2月15日、3月15日)
- ③ 全国会長会議(11月17日)
- ④ 正副会長会議(6月8日、6月30日、11月17日、12月17日)
- ⑤ 監事監査(4月20日)
- ⑥ 全国建設労働問題連絡協議会(11月8日)
- ⑦ 地域懇談会・ブロック会議の運営打合せ会(8月25日)
- ⑧ 地域懇談会等における諸問題の意見交換会(12月17日)

なお、予定していた協議員会、全国専務・事務局長会議、相談役会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。

(2) 各種委員会等の開催

各種委員会等を以下のとおり開催した。

- ① 総務委員会(2月9日)
- ② 総合企画委員会(7月15日、3月11日)
- ③ 経営委員会(6月16日、2月24日)
- ④ 建設生産システム委員会(7月7日、3月3日)
- ⑤ 労働委員会(7月1日、3月4日)
- ⑥ 表彰部会(3月29日)
- ⑦ 税制専門委員会(5月26日)
- ⑧ SDGs推進委員会(7月6日、9月19日、1月14日)
- ⑨ 建設工事事例選考委員会(10月1日)
- ⑩ 地域CCUS推進委員会(9月13日、3月25日)

(3) 行事・諸会議の開催

① 建設関係功労者表彰、慰霊法要等の実施

i) 全建表彰（式典は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止）

全建の表彰規程・基準に基づき、2条関係251名、4条関係139社、5条関係593名の計983名に賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

ii) 建設業社会貢献活動推進月間中央行事（7月13日）

経団連会館において開催した建設業社会貢献活動推進月間中央行事において、建設業社会貢献活動の功労者表彰を行い、36協会・支部等と会員企業15社を表彰し、賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

iii) 建設関係殉職者慰霊法要（9月14日）

芝増上寺において建設関係殉職者慰霊法要を開催し、不幸にも不慮の災禍に遭われ、職域に殉ぜられた38柱の御霊を合祀した。これにより、昭和12年に土木建築殉職者慰霊塔を建立以来、これまでに慰霊塔に合祀された御霊は、63,013柱となった。

② 全国建設労働問題連絡協議会

11月8日、東京・中央区築地の浜離宮建設プラザにおいて各都道府県建設業協会の労務・労働委員会等の担当者をはじめ建設労務安全研究会会員、総計約70名の参加を得て、

64回目となる全国建設労働問題連絡協議会を開催した。コロナ禍での開催ということもあり、参加者の人数を絞るとともに、各都道府県建設業協会内においてリモートでも閲覧できるようにした。

令和3年度は「アフターコロナに向けた働き方改革」という副題のもと、先進的取組事例として、次の3人の方に御講演をいただいた。

- ① 「社会の課題をビジネスを通して解決し、価値を創造する」と題して三承工業株式会社（岐阜県岐阜市） 代表取締役 西岡徹人様
- ② 「当社の「新しい働き方」への取組について」と題して株式会社村岡組（秋田県横手市） 代表取締役社長 村岡洋平様
- ③ 「子育て支援とプラチナくるみん認定」と題してコーアツ工業株式会社（鹿児島県鹿児島市） 常務取締役管理本部長 西成人様

さらに、「建設特定技能受入計画申請のポイントについて」と題して国土交通省不動産・建設経済局国際市場課 国際展開推進官 網蔵孝紀様から御講演をいただいた。

③ 技術研究発表会

11月16日、鉄鋼会館において技術研究発表会を開催し、建設工事の施工上の工夫・改善、事業提案事例に応募のあった126事例の中から、建設工事事例選考委員会の審査を経て選考された優秀な10事例のプレゼンテーションを実施した。最優秀賞には、株式会社伊藤工務店の大森順貴氏が発表した「3Dレーザースキャナーとモデリングを使用した耐震補強工事の施工」、特別賞には、株式会社堀内組の山田正氏が発表した「ラップによる仮締切鋼矢板セクション部の湧水対策」がそれぞれ選出された。

④ 経営者層の研鑽のための施設見学会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

7. 主な要望事項等

◎ 国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために

各地域懇談会・ブロック会議などで出された意見・要望を以下のとおり取りまとめ、11月17日に開催された理事会での承認を経て、同日奥村会長以下全建役員等が幹事長、総務会長等の自民党幹部及び斉藤国土交通大臣等の国土交通省幹部に要望を行った。

国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、
地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の九年連続の引上げ等により、全体として改善傾向にありましたが、今般のコロナ禍により、民間建設投資の中止・先送り、コロナ対策費に苦しむ地方公共団体による公共事業の発注控え等によって、景況感は急速に悪化している状況です。

また、今年も豪雨、台風の襲来等の大規模な災害が全国各地で発生し、自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する地震災害への対応も喫緊の課題となっています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があり、そのためには、昨年策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠となります。

また、建設業の働き方改革を推進するため、本会では、「働き方改革行動憲章」を策定し、2年半後に控えた時間外労働の上限規制の適用に向けた「2+360（ツープラスサンロクマル）運動」、技能労働者の賃金上昇2%以上を目指す運動等に取り組んでおりますが、これらを軌道に乗せるためには、工期の適正化・平準化、ダンピング対策の強化等の発注者側の理解と協力が必須となります。

このような状況を背景として、私ども全国建設業協会は、本年10月に、全国9ブロックに

において、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、下記のとおり意見を取りまとめました。これらは、今年発足した岸田内閣が掲げる「成長と分配」に沿ったものであり、諸事情ご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1、激甚化・頻発化する災害から国民の生命・財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するため、今年度を上回る公共事業関係費を確保すること。〔成長と分配の「成長」〕
特に「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」については、これが計画的かつ着実に実施されるよう、令和4年度以降の予算においては、当初予算化を含めて必要額を別枠で確保すること。
また、多くの地方公共団体において、コロナ対策の支出により財政上の余裕がなくなっており、公共事業に係る地元負担について、交付税措置等の支援を拡充すること。
併せて、予算の執行に当たっては、地域建設業不在による災害対応の空白地域を生じさせないためにも、地域の実情に配慮した地方への重点的な配分を行うこと。
さらに、経営の安定化に資するため、公共事業についての事業計画、投資額を具体的に明示し、中長期的な発注見通しを示すこと。
- 2、コロナ禍からの日本経済の早期回復、及びこれを支え、国民の安全・安心を守るインフラ整備のため、今年度補正予算において、大規模な公共事業予算（令和2年度第3次補正予算以上の額）を確保すること。この場合、5か年加速化対策の迅速な実施のため、補正予算においても、十分な予算を確保すること。〔成長と分配の「成長」〕
また、補正予算による工事において、複数年にわたる円滑な施工ができるよう、繰越し等の制度的な改善を図ること。
- 3、地域建設業が健全で安定的な経営を続けるためには、企業としての適正利潤の確保が不可欠であることから、ダンピング受注の排除に向け、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠の引上げと計算式の見直しなどのダンピング対策の強化に取り組むとともに、同対策の市町村への徹底を図ること。
また、最新の労務単価、ウッドショック等の高騰する資機材等の実勢価格や施工の実態等を反映した適正な予定価格の設定、適切な設計変更等を行うこと。
さらに、地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や指名競争入札等を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。
今年度より、東日本大震災の復旧・復興が第二期復興・創生期間に入中、同震災の被災地においては労務や資機材等の価格の高止まりや施工環境が依然として厳しい状況にあることから、復興係数の継続又はこれに代わる激変緩和措置としての新しい地域係数の導入を行うこと。
- 4、新・担い手3法及びその趣旨並びに「発注関係事務の運用に関する指針」について、全ての公共工事発注者に周知徹底を図り、予算の繰越し手続、債務負担行為の活用等による施

工時期の平準化、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定、災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用等について確実に実施されるよう取り組み、特に市町村における徹底を図ること。

また、昨年7月に中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者に対して周知徹底すること。

併せて、時間外労働の上限規制の適用への対応を促進する観点から、週休2日制の普及を進めるため、週休2日制工事の拡充・普及促進、補正係数の引上げ等を行うこと。

5、技術者の処遇改善のため、現場管理費及び一般管理費の引上げを行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。 [成長と分配の「分配」]

技術者の能力向上や有効活用、これによる施工余力の拡充を図るため、資格取得に係る期間の見直しを進めるとともに、建設業法の配置要件の更なる緩和及び配置基準額の引上げ等を行うこと。また、用地取得や関係機関協議の調った後での発注を徹底すること。

さらに、地域建設業への若手技術者等の入職の母体となる建築・土木系の高校等の維持・拡充に向けて、官民一体となって取り組むこと。

6、技能者の処遇改善のため、設計労務単価の更なる引上げを行うこと。

[成長と分配の「分配」]

この場合、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

技能者の処遇改善のためにも、ダンピング受注の排除が不可欠であり、3、に述べたダンピング対策の強化及び市町村への徹底を図ること。

7、建設キャリアアップシステムについては、同システムが技能者の処遇改善につながる道筋を早急に明確化すること。このため、カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ、建退共の退職金の割増し等、キャリアアップに伴う処遇アップ策の具体化に取り組むこと。

当面のシステムの普及策として、推奨モデル工事の拡充、工事成績評定等での加点、カードタッチする技能者へのポイント付与事業への支援等に取り組むこと。

また、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上・国費等での助成・税制上の優遇措置、登録手続の簡素化等を行うこと。

8、全国の現場での生産性向上を図るため、中小建設企業へのICT施工の普及とBIM/CIMの導入に向けて、ICT対象工事の拡大、人材育成、建機・関係設備導入に係る支援の拡充を図るとともに、小規模工事を含めた積算基準の見直し等に取り組むとともに、コンクリート工のプレキャスト化を推進すること。

また、遠隔臨場による監督・検査や受発注者間のASP方式による現場情報共有等、更なるDX化の推進に取り組むこと。

さらに、工事書類の更なる標準化・簡素化と都道府県、市町村等を含む公共発注機関の書式の統一化を進めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

9、「不可抗力」により生じた工事目的物の損害額については、公共工事標準請負契約約款において、受注者が損害額のうち請負代金額の1%を負担することとされているが、近年、自然災害が頻発する中、利益率の小さい地域建設企業にとって、1%であっても負担が大きく、工事中の自然災害等による「不可抗力」により生じた損害の受注者負担を撤廃すること。

また、災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、公的補償措置を充実させるとともに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

除雪作業について、今年度から試行される少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

10、地域建設業は、災害発生時には、誰よりも先に現場へ駆け付け、二次災害の危険のある中、昼夜を問わず道路啓開などの初動から対応に当たり、災害現場の最前線で重要な役割を果たす「地域の守り手」である。しかし、メディアに取り上げられるのは自衛隊や警察・消防ばかりで、地域建設業が取り上げられることはほとんどない。

このため、地域建設業の災害発生時の活躍が広く国民に周知されるよう、多角的・戦略的な広報手段を活用し、官民連携して積極的な広報に取り組むこと。

また、社会資本整備や災害対応等の地域建設業の役割の周知が、若年者及び女性の入職促進に生かされるよう、様々な広報戦略を検討すること。

令和3年11月17日

◎ 令和4年度の税制改正に関する要望

各都道府県建設業協会からの意見をもとに、税制専門委員会において原案を取りまとめ、経営委員会、理事会の承認を経て、要望書を国土交通省、自由民主党にそれぞれ提出した。

令和4年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度当初予算では、前年度並みの予算が計上され、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度予算を含めると、前年度を大幅に上回る公共事業関係費が確保される形となりました。

しかし、一方では地域建設業の景況感は、悪い傾向が続いております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に伴う民間発注工事の冷え込みや、大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差が依然として拡大化しており、地域のインフラ整備や維持管理等を担うべき地域建設業は、厳しい経営環境に置かれているためです。

また、建設業界は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手です。令和2年度は令和2年7月豪雨を始め、台風第10号など全国各地で大規模な自然災害が発生し、被害を最小限に抑えるための応急復旧や復興に努め、各地域において大きな社会的使命を果たしました。

地域建設業が今後も社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を含め、本会の総意により、

- ・租税特別措置等の創設・延長・改善要望
- ・運用・手続の改善要望

につき、令和4年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 工事契約に係る印紙税の撤廃等
2. 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る特別措置の創設
3. 新型コロナウイルス感染症対策のための中小事業者における固定資産税・都市計画税の減免措置の継続
4. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ等
5. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長
6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置および住宅建設・売買に伴う登録免許税の軽減

措置の延長

7. 地方拠点強化税制の延長
8. 交際費課税に係る特例措置の延長

II 運用・手続の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

以 上

◎ 令和3年度補正予算における公共事業予算の確保に係る緊急要望

11月10日に奥村会長が自民党幹事長及び政調会長、公明党幹事長を訪れ、補正予算の確保等について要望書を提出した。

令和3年度補正予算における公共事業予算の確保に係る緊急要望

一般社団法人全国建設業協会
会長 奥村 太加典

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、コロナ禍においても地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

地域建設業がその社会的使命を引き続き果たしていくためには、何より健全で安定した経営をサステナブルに継続する必要がある、そのためには、安定的・持続的な事業量の確保が不可欠であります。

コロナ禍による景気の悪化に伴う民間投資の冷え込みや、感染症対策費の急増に伴う地方自治体の工事発注減は、地域建設業にとって大きな痛手となっています。

一方、今年度も夏場の大雨などにより大規模災害が発生し、多くの国民の生命・財産に被害が生じており、我が国の脆弱な国土における防災・危機管理体制の強化と社会資本整備の重要性は更に高まっています。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、早急に令和3年度補正予算を編成するとともに、編成に当たっては、下記事項についてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. コロナ禍からの日本経済の早期回復、及びこれを支え、国民の安全・安心を守るインフラ整備のため、補正予算において大規模な公共事業予算（令和2年度第3次補正予算以上の額）を確保すること。
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の迅速な実施のため、（令和4年度当初予算における別枠計上のみならず）令和3年度補正予算においても、十分な予算を確保すること。
3. 補正予算による工事において、複数年にわたる円滑な施工ができるよう、繰越し等の制度的な改善を図ること。

以上

◎ 新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴う地域建設業の課題と要望

5月19日開催された自民党国土交通部会の会合に山崎専務が出席し、新型コロナウイルス感染再拡大に伴う地域建設業の窮状を訴え、要望書を提出した。

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴う地域建設業の課題と要望

一般社団法人全国建設業協会

1. 積極的な公共投資とそのための必要な予算の確保

- ・コロナ禍により、令和2年度のGDPは戦後最悪の落ち込み（▼4.6%）。建設業界でも、民間建設投資の減少の影響が顕在化（令和3年3月決算 主要ゼネコン27社中24社が減収）。
- ・コロナ後の景気回復のため、アメリカなど諸外国では、公共投資の積極的活用を計画。
- ・長期にわたる公共投資の抑制により、我が国のインフラ水準は諸外国に比べ遅れている状況にあり、景気の下支え、さらには景気回復のため、積極的な公共投資とそのための必要な予算の確保をお願いしたい。
- ・これに関連し、建設業界では、昨年12月に決まった約15兆円の「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」に期待。
- ・しかし、同加速化対策の初年度である令和3年度分の予算は、令和2年度第3次補正予算で措置されたところであり、加速化対策の確実な実施のため、令和4年度以降の予算については、当初予算における別枠での必要額の確保をお願いしたい。

2. 雇用調整助成金等の延長

- ・建設業界においても、雇用調整助成金を含めた資金繰りのニーズはかなり高い状況。ウツドショックによる影響を受けている中小工務店も多い。
 - 〔雇用調整助成金を活用した企業 12% 検討中 8%（令和3年3月国土交通省調査）
 - 〔政府系金融機関や持続化給付金等の資金繰り支援を活用した企業 35%（ 〃 ）
- ・令和3年6月末で期限を迎える雇用調整助成金の特例措置等について、延長をお願いしたい。

3. 3密対策に資する施工時期の平準化、適正工期による発注、DX化の推進

- ・年度末に集中する工事の平準化（施工時期の平準化）や適正工期での発注は、働き方改革の促進や担い手確保のためのみならず、現下のコロナ禍においては、現場の3密回避による感染予防としても重要。
- ・施工時期の平準化については、少しずつ改善されているとはいえ、依然として、特に市

町村においては、完成時期が年度末に集中している状況。

- ・適正工期による発注については、令和2年7月に「工期に関する基準」が中央建設業審議会により勧告されたところであり、同基準の遵守と適正な運用が期待される所。
- ・また、現場での人と人との接触を減らすためには、遠隔臨場等の現場のDX化をさらに推進することが必要。
- ・地方公共団体を含む発注者へのこれらの推進及び必要経費の計上（DX化等）について働きかけをお願いしたい。

以 上

◎ 「成長と分配の好循環」のための公共工事の円滑な施工確保及び建設業従事者の処遇改善に関する要望

1月18日に自民党品確議連総会において、設計労務単価の引上げ等について要望書を提出した。

「成長と分配の好循環」のための公共工事の円滑な施工確保及び建設業従事者の処遇改善に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

また、防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍からの日本経済の早期回復には、地域建設業が公共工事の執行等で十分にその力を発揮することが不可欠です。

しかしながら、建設業従事者の高齢化が進む中、地域建設業では、若年層の入職等、将来に向けた担い手の確保・育成、そのための処遇改善や企業としての適正利潤の確保が喫緊の課題となっており、これらの課題の解決こそが、まさに政府の掲げる「成長と分配の好循環」につながるものと考えております。

また、その一環として、今般、政府が賃上げを行う企業を公共調達において優遇する方針を打ち出したところですが、地域建設業が、適正利潤を確保しつつこの方針に対応するためには、賃上げ資金の確保方策及び市町村や民間の発注工事も含めたダンピング対策の強化が不可欠です。

このため、下記の事項の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 建設技能者の賃上げ資金の確保のため、引き続き、公共工事設計労務単価の引上げを行うこと。

また、現場技術者その他従事者の賃上げ資金の確保のため、積算基準における現場管理費及び一般管理費の引上げを行うこと。

2. 建設技能者その他従事者の賃上げを行う建設企業が、競争上不利になることがないよう、ダンピング対策を徹底・強化すること。

このため、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠(0.92)の引上げと同計算式における現場管理費の算入率(0.90)及び一般管理費の算入率(0.55)の引上げを行うこと。

3. 公共工事の円滑な施工のため、受注者サイドの受注体制や採算基準等に適合しない発注これに伴う不要な不調不落が発生することのないよう、受発注者間の緊密な連携のもと、適切な発注時期や工期、施工時期の平準化、現場条件が整ってからの発注、資機材価格の高騰等の実情に合った積算その他公共工事における入札契約の改善を行うこと。

以 上

